6　新関西国際空港株式会社は、第二項の適用事業年度終了の日を含む事業年度（当該事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）終了後遅滞なく、指定会社に対し、新関西国際空港株式会社の当該事業年度の新関空会社所得金額又は新関空会社欠損金額を通知しなければならない。

第三十三条の八を次のように改める。

第三十三条の八　削除

第三十五条第二項中「並びに法第五十九条の二第一項及び第五項」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法人税法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「譲渡」の規定」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第五十九条第一項及び第二項（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）の規定」と、同法第五十九条第二項中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第五十九条第一項及び第二項（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）」と、「）の規定」とあるのは「並びに同法第五十九条の二第一項及び第二項）の規定」とする。

第三十六条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「営んでいた」を「行つていた」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　法第六十条第一項に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に規定する地区以外の地域において行われる当該各号に定める事業とする。

一　法第六十条第一項の表の第一号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合　沖縄振興特別措置法施行令第十一条第二項第三号イからトまでに掲げる業務に係る事業

二　法第六十条第一項の表の第二号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合　当該地区において行われる事業が沖縄振興特別措置法施行令第二十一条第二項第五号イからハまでに掲げる事業のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イからハまでに定める業務に係る事業

三　法第六十条第一項の表の第三号の中欄に掲げる地区において同号の下欄に掲げる事業が行われる場合　沖縄振興特別措置法施行令第二十六条第二項第六号イ及びロに掲げる業務に係る事業

第三十六条第四項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に、「以外の事業に係る」を「に係る所得以外の」に改め、「、使用人の数」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第六十条第一項の表の各号の中欄に規定する地区又は地域に変更があつた場合には、当該変更により新たに当該地区又は地域に該当することとなつた地区に係る当該各号の上欄に掲げる法人についての同項に規定する指定の日は、その新たに該当することとなつた日とする。

第三十七条の二第二項に後段として次のように加える。

この場合において、法人税法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「譲渡）の規定」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第六十一条の二第一項（農業経営基盤強化準備金）の規定」と、同法第五十九条第二項中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第六十一条の二第一項（農業経営基盤強化準備金）」と、「）の規定」とあるのは「並びに同法第六十一条の二第一項）の規定」とする。

第三十七条の三第三項に後段として次のように加える。

この場合において、法人税法第五十七条第一項、第五十八条第一項及び第五十九条第二項の規定の適用については、同法第五十七条第一項及び第五十八条第一項中「譲渡）の規定」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第六十一条の三第一項（農用地等を取得した場合の課税の特例）の規定」と、同法第五十九条第二項中「譲渡）」とあるのは「譲渡）並びに租税特別措置法第六十一条の三第一項（農用地等を取得した場合の課税の特例）」と、「）の規定」とあるのは「並びに同法第六十一条の三第一項）の規定」とする。

第三十八条の四第十九項中「規定する」の下に「良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものは、マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に係る同項第七号に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンション建替事業とし、法第六十二条の三第四項第九号に規定する」を加え、同条に次の一項を加える。

44　国土交通大臣は、第十九項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第三十九条第二項第三号中「有価証券」を「法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券（以下この章において「有価証券」という。）」に改める。

第三十九条の五第五項中「及びニ又は同号ロ及びニ」を「又はロのいずれか及びハ」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第三十項第四号及び第三十一項」を「第二十八項第四号及び第二十九項」に、「同号ロ」を「法第六十五条の四第一項第三号ロ」に、「が同法」を「が土地区画整理法」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項第三号中「第六十五条の四第一項第三号ニ」を「第六十五条の四第一項第三号ハ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「同号ニ」を「同号ハ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項を同条第十項とし、同条第十三項中「第十八項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十四項を同条第十二項とし、同条第十五項から第三十五項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十六項中「第二十一項第一号イ(4)」を「第十九項第一号イ(4)」に改め、同項を同条第三十四項とする。

第三十九条の七第八項中「下欄」の下に「に規定する政令で定める施設は、事務所、工場、作業場、研究所、営業所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設（福利厚生施設に該当するものを除く。）とし、同欄に規定する政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる手続その他の行為が進行中であることにつき財務省令で定める書類により明らかにされた事情とし、同欄」を、「機関車」の下に「（専ら車両の入換えを行うために使用されるものを除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一　都市計画法第二十九条第一項又は第二項の規定による許可の手続

二　建築基準法第六条第一項に規定する確認の手続

三　文化財保護法第九十三条第二項に規定する発掘調査

四　建築物の建築に関する条例の規定に基づく手続（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことが当該手続を理由とするものであることにつき国土交通大臣が証明したものに限る。）

第三十九条の七第四十三項及び第四十四項中「区分し」を「区分をし」に改める。

第三章第八節の三の節名を次のように改める。

第八節の三　関連者等に係る利子等の課税の特例

第三十九条の十三の見出しを削り、同条第一項第一号中「第六十六条の五第四項第一号」を「第六十六条の五第五項第一号」に、「第十五項各号」を「第十六項各号」に、「第十三項第二号」を「第十四項第二号」に、「第六十六条の五第四項第九号」を「第六十六条の五第五項第九号」に改め、同号イ及びロ中「第六十六条の五第四項第四号」を「第六十六条の五第五項第四号」に改め、同号ハ中「第六十六条の五第四項第六号」を「第六十六条の五第五項第六号」に改め、同項第二号イ中「第六十六条の五第四項第三号」を「第六十六条の五第五項第三号」に改め、同条第二項中「同条第四項第七号」を「同条第五項第七号」に、「第六十六条の五第四項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同条第五項中「同条第四項第八号」を「同条第五項第八号」に改め、同条第九項中「同条第四項第八号」を「同条第五項第八号」に、「同条第四項第五号」を「同条第五項第五号」に改め、同条第三十項を同条第三十二項とし、同条第二十九項の表以外の部分中「第十八項まで、第二十二項、第二十三項、第二十七項」を「第十九項まで、第二十三項、第二十八項」に、「第六十六条の五第九項」を「第六十六条の五第十項」に、「第八項まで」